

◎この用紙は事業主が記入してください。

健康保険資格（取得・喪失）証明書

保険の種類 記号番号	協会けんぽ 船員保険 日雇健保	組合健保 共済健保 国保組合	記号	番号	保険者番号
					保険者名
被保険者	住所				
	氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日	
資格喪失者欄 資格喪失者全員を記入)	氏名	続柄	生年月日	資格取得年月日	資格喪失年月日
		本人	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
			昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
			昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
			昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
			昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
			昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(提出先)

小松島市長 殿

事業所の所在地

事業所の名称

電話番号

担当者

印

《注意事項》

- * 資格喪失年月日は退職日の翌日（国保組合の場合は退職当日）となります。
- 国保加入の手続きは職場の健康保険等の資格喪失後14日以内に済ませてください。
手続きが遅れた場合、保険税をさかのぼって納付することになり、その間の医療費については全額自己負担になります。
- 資格喪失者欄は、被扶養者も含めて、資格を喪失した人全員について記入してください。
- この証明書は事業者又は保険者が記入してください。
- 国保加入手続きに必要なもの

- ・この証明書
- ・世帯主の認め印
- ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）
- ・世帯主及び加入者全員の個人番号通知カード（又は個人番号カード）
- ・世帯主の委任状又は世帯主の保険証等（世帯主が手続きに来庁出来ない場合）
- ・年金証書（60歳～64歳の方で年金受給者のみ）

上記のほか、同世帯の人が国民健康保険被保険者証や医療証（限度額認定証・はぐくみ・重度心身障害者・ひとり親家庭等）をお持ちの場合はそれらもお持ちください。

- 記入が不十分の場合は国保加入手続きを受付できなくなりますので、ご注意ください。

(小松島市国民健康保険担当)